

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和8年3月30日

特定行政庁

秋田市長 沼谷 純

- 1 意見聴取の日時 令和8年4月16日（木）午後6時30分
- 2 意見聴取の場所 秋田市八橋運動公園1番5号
秋田県スポーツ科学センター 2階 研修室
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第3項ただし書の規定により、第一種中高層住居専用地域内において、原則、建築してはならない建築物への新築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途 観覧場、体育館および集会場
 - (2) 建築物の位置 秋田市八橋運動公園623他
 - (3) 構造および規模 鉄骨造 4階建て
 - (4) 敷地面積 $36,831.48\text{m}^2$
 - (5) 延べ面積 $18,292.95\text{m}^2$
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市旭北錦町39番1号
秋田アリーナPFIパートナーズ株式会社
代表取締役 高橋 康